号外第六十五号

平成一 成二十七年 (金曜日)

2

規 則

目

次

青森県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則..... (建築住宅課)... |

規

則

青森県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

青森県規則第三十二号

青森県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

金曜日

第一条 この規則の定めるところによる。 「法」という。) の施行については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 (平成七年政令第四百二十九号) 及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規 (平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。) に定めるもののほか 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成七年法律第百二十三号。以下

、要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書の添付書類

1) 平成27年7月3日

第 適切であると認めた者が証する書類とする。 省令第五条第四項に規定する規則で定める書類は、 耐震診断の結果を知事が

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類等)

(

建築物の耐震改修の計画が同条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合し ていることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする 省令第二十八条第二項に規定する規則で定める書類は、法第十七条第一項の

る同条第一項の建築物の耐震改修の計画について同項の規定により認定の申請をし ないものとする。 ようとする者は、 大臣が定める基準に適合するものとして同項に規定する計画の認定を受けようとす 省令第二十八条第二項の規定にかかわらず、法第十七条第三項第一号の国土交通 省令第二十八条第二項に規定する構造計算書を添えることを要し

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類等

して規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。 第二十二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類と を証する書類として規則で定めるもの及び同条第二項第二号に規定する建築物が法 省令第三十三条第一項に規定する建築物が耐震関係規定に適合していること

省令第五条第一項第一号に規定する耐震診断資格者その他知事が指定する者 (以下「耐震診断資格者等」という。) が記載した既存建築物現況調書 (別記様

二 その他知事が必要と認める書類

いることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。 書類のほか、建築物が法第二十二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合して 省令第三十三条第二項第一号に規定する規則で定める書類は、前項各号に掲げる

3 通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物につ Iţ いて同条第一項の規定により同号に掲げる方法により認定の申請をしようとする者 省令第三十三条第二項第一号の規定にかかわらず、法第二十二条第二項の国土交 同号に規定する構造計算書を添えることを要しないものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類等)

第五条 省令第三十七条第一項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書

- 耐震診断資格者等が記載した既存建築物現況調書
- いないことを知事が適切であると認めた者が証する書類 区分所有建築物が法第二十五条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合して
- その他知事が必要と認める書類

2 省令第三十七条第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第二項の認定を受けよ

ものとする。 る者は、省令第三十七条第一項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない うとする区分所有建築物について同条第一項の規定により認定の申請をしようとす

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条、第5条関係)

青森県知事

爂

既存建築物現況調書 (表)

調査者 住所 氏名

 $^{\oplus}$ Д

Ш

프

この調書に記載の事項は、事実に相違ありません。

-							
氏名 及び資格	資格	$\overline{}$)建築士	$\widehat{}$)登録第	加	
	建築士	:築士事務所の名称	名称				
華	^) 建	建築士事務所)登録第	中	
	建築士	建築士事務所の	所在地				
	連絡先	車絡先雷話番号					

_	-4-	XX	VN.	777		_	_	751	12
⊞	構	建多	道、	豱	Ę		住所及	型 4	建架物等の概要
		樂面	入 酎		H H		及び	有者	勿寺の
涵	尚	新	 積	数	E		び氏名	9	ン検出
MA	THT.	川大	川井			P			AT
				土			氏名	住所	
				羅					
	治			善					
		H ₂	B ₂	7					
	₩			器					
	祻			落屋					
				羅					

建築物等の耐震関係規定等への適合状況	60000000000000000000000000000000000000
耐震関係規定に適合するものと	2の建築物は、耐震関係規定に
して建築物の耐震改修の促進に	□適合している。
関する法律(以下「法」という。)	□適合していない。
第22条第2項の認定を受けよう	
とする建築物である場合	
法第22条第2項の国土交通大臣	2の建築物は、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に
が定める基準に適合するものと	□適合している。
して同項の認定を受けようとす □適合していない。	□適合していない。
る建築物である場合	
法第25条第2項の認定を受けよ	2の区分所有建築物は、法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に
うとする区分所有建築物である	□適合している。
場合	□適合していない。

注1 該当する□には、レ印を記入すること。

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

4 現況調査の実施状況)実施状況	-	
	調査項目	不具合箇所の有無	不具合内容
	地盤の沈下等による不陸、傾斜等	□有 □無	
	塀、柵等の劣化及び損傷	□有 □無 □該当なし	
	擁壁の劣化及び損傷	□有 □無 □該当なし	
	看板、広告塔等の劣化及び損傷	□有 □無 □該当なし	
	基礎の沈下、劣化及び損傷	□ □	
	土台の沈下、劣化及び損傷	□ 右 □ 無	
	躯体(外壁)の劣化及び損傷	□有 □熊	
	外壁仕上げ材の劣化及び損傷	□ □	
調査状況	屋根の劣化及び損傷	□有□無	
	躯体(内壁)の劣化及び損傷	□有 □無	
	内壁仕上げ材の劣化及び損傷	□有 □無	
	躯体(床)の劣化及び損傷	□有□無	
	床仕上げ材の劣化及び損傷	□有 □無	
	躯体(天井)の劣化及び損傷	□有 □無	
	天井仕上げ材の劣化及び損傷	□有□無	
	バルコニー等の劣化及び損傷	□有 □無 □該当なし	
	階段の劣化及び損傷	□有 □無 □該当なし	
	その他の劣化及び損傷	□有 □無 □該当なし	
講 強 結 果	□耐震性能が低下するような著しい劣化、	損傷等なし	
	□耐震性能が低下するような著しい劣化、	損傷等あり	
龜			

()惠

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)